

純社会支出 第2版¹

1. はじめに

1. 大半の社会支出分析は粗公的社会支出だけを範疇においてきた(OECD, 2000)。たしかにそのような分析も租税控除前の社会支出を時系列で観察する目的には有用であったかもしれない。しかし、社会目的でどのように資金が配分されてきたかを知る情報だけでは社会的な支出を多様な側面から考えるには十分でない。例えばほとんどの政府が租税制度を通じて給付の還流を行っている。このことは、政府の社会的な取り組みのネットでみた水準や個人間の再分配という社会制度の効果は、グロスでみた(租税控除前の)公的社會支出だけを見ていたのでは認識できないということを示唆している。さらに、社会的取り組みとは、かならずしも公的な分野に限定されるものではない。事実、いくつかのOECD諸国においては、公的社會保護支出に類似したような補完的役割を果たす様々な私的制度が重要であり、そしてその額は拡大している。その上、私的制度は公的制度と比較して人々の行動を変えることもあるが、私的制度が公的制度と同様の効果を持ちうることもある。例えば、仮にある特定状況にたいする公的保障を無くしたとするなら、個人は課税によって労働コストが影響をうけるのと同じように、その状況に十分な対応をするために、より高い賃金をもとめることになるだろう。
2. このような課題を(OECD, 2001近刊)解決するために、開発した指標は、いずれの政府が真に社会的な支出を行っているか、すなわち純公的純社会支出がどれくらいの額であるか、そして、国内経済生産のどれくらいの部分を純社会支出の受給者が受給しているのか、すなわち純社会支出の総額、を知るためのものである。このために、私的社会支出の把握に加えて、社会政策において租税制度がどのような影響を与えていくかについても把握する必要がある。もちろんこれらの方法は情報の制約に依存するため、現時点ではOECD加盟国すべてを分析することはできない。
3. はじめに、グロスでみた(すなわち租税控除以前の)公的および私的な社会給付の規模を概観する。つづいて、第3章で方法論的枠組みが、1997年における租税制度の社会保護にたいする影響を捕捉するために拡張される。第4章で、現在統計データが入手可能な18カ国について国際比較する。その18カ国とは、オーストラリア、オー

¹ 租税および給付に関する情報をご提供いただいた各国の専門家の協力なしに、この報告書は完成することができなかった。

ストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイルランド、イタリー、日本、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アメリカである。

2. 公的・私的社会給付の概観

2.1 社会給付（Social Benefits）の範囲

4. OECD の社会支出の定義（OECD2000）：

公的および私的給付で、財政的な拠出の目標を、厚生の低下をもたらす何らかの状況にある個人または世帯の状況を向上させるためとしている制度。給付や拠出には、特定の財・サービスにたいする直接支払も個人契約・個人移転も含まれない²ものとする。社会給付は現金給付または財やサービスの直接（現物）給付である。社会給付は制度枠組みの中で支給される給付のみを範囲とするため、世帯間やインフォーマルな関係の中で交換される移転は、社会的性質を有するとはいえ、この限りではない。

5. 社会的援助とは、厚生の低下をもたらす何らかの状況にある個人または世帯を対象とする、公的・私的制度による給付や金銭的援助である。なにが社会的でなにが社会的でないかの判断は、その給付の目的とその制度が個人間の再分配をどの程度行っているかによる。OECD の社会支出データベースはそのような給付を次のように機能別分類で分けている。それらは、老齢現金給付、障害現金給付、業務傷病給付、疾病給付、老齢・障害現物給付、遺族給付、家族現金給付、家族現物給付、積極的労働市場政策（ALMPs）、失業給付、住宅給付、公的保健医療給付、その他低所得者等を対象にした給付、である。

6. 社会給付には現金給付や社会サービス（医療給付を含む）および社会目的のための税制優遇措置、例えば子供のいる世帯に対する租税支出がある（第3章参照）。韓国を例外として他の諸国では現金給付が社会支出の大半を占める（後述）。現金給付は購買力を再分配していることになるが、こうした現金給付は人々の就労インセンティブや貯蓄インセンティブをゆがませるので、部分的にしか経済資源を消費しない。現金給付とは対照的に、現物給付は経済資源の消費に直結している。

² 社会給付は労働の対価たる報酬（賃金や俸給）を含まない、というのは市場活動すなわちサービスの価格に応じた受給と同時に支払われる対価ではないから。交通費・有給休暇・等、雇用主の費用はこの意味において報酬の一部と考える。

7. 社会的援助にかんする資金の流れは、社会的な領域を区分するのに重要である。3種類の資金の流れは「グロスでみた」社会支出の制度と関係している。(表1)

- 個人または世帯を対象とした「社会給付」
- および世帯への給付の財源となる、雇用主（この中には公務員の雇用主としての政府も含まれる）、被用者や個人による「社会拠出」
- 世帯への給付の財源となる政府の租税調達

8. 『OECD 財政統計』（OECD, 2000a）に計上されている、世帯や雇用主による税や社会保障拠出をここではすべて網羅していない。ここで関係しているのは「社会的目的」を有している社会給付と租税措置だけである（表1の網掛け部分）。

表1 社会援助にかんする資金の流れ

収入	支出
粗（グロス）指標 租税および社会拠出（社会保障拠出および非政府組織や私的基金などへの拠出）	課税前の社会給付
純（ネット）指標 税および社会拠出から直接・間接税で受給者が負担した額を差し引いたもの	直接税・間接税課税後の社会給付 社会目的を有する租税調達措置

網掛けの部分はこの報告書において世帯が受給している社会援助として計上されている部分を表す。その他の項目は、社会保障拠出や私的制度に対する拠出、公的現金移転および現物移転の一般財源がある。税財源は当報告書では、受給者が支払う税金および社会保障拠出にかかわらない限りにおいて、計上されていない。

2.1.1 公的社会給付

9. 公的、私的の区別は、関連する資金の流れを誰が管理しているかによって決まってくる（SNA、1993）。社会支出統計（SOCX）においては、一般政府（すなわち中央政府、州政府、地方政府であり、社会保障基金もここに含まれる）³が関連する

³ 社会保障基金とは行政機構によって課せられ管理されている社会保険制度である。社会保険制度は、コミュニティー全体あるいはコミュニティーの大部分をカバーしている。（SNA1993、第8.63条および8.64条）

資金の流れを管理している場合に「公的」と位置づける。この意味において、「私的」は「社会的」と対ではなく、「公的」と対になっている。雇用主と被雇用者が社会保険基金へ強制的に拠出させられる財源で賄われている疾病給付は慣習として「公的」とみなされている。一方、雇用主から直接的に被雇用者に支払われる疾病給付は「私的」である。同様に、私的基金にたいする過去の拠出から生じた年金給付は「私的」である。政府によって公務員に支給される社会給付は「公的」である⁴とみなされる。一般政府が支給していない全社会給付が「私的」という範疇に入る（図1は「私的」、「公的」の社会給付の範囲を概観している）。

10. 公的社会給付は、現金給付、社会サービス（医療を含む）、児童のいる世帯に対する税支出などの税制優遇措置などを含む（第3章参照）。韓国を除いて、OECD諸国いずれの国においてもグロスでみた（課税前の）公的社会支出が最も大きなシェアを占めている（1997年では平均63%）。1997年において、OECD諸国平均で現金給付総額の58%が、老齢年金給付および遺族給付に関するものとなっている（OECD, 2000）。公的年金支出は、就労世代の所得補助の総額をOECDの多くの国々において上回っている。しかし、オーストラリア、アイルランド、オランダ、ニュージーランド、北欧諸国では違っている。OECD諸国で、社会サービス給付の約75%を医療給付が占めている。しかし、この割合は北欧諸国ではことのほか低く（54%）なっている。というのも、北欧諸国では家族、高齢者、障害者を対象とする社会サービス給付の規模が大きくなっているからである。

2.1.2 私的社會給付

11. しかしながら、世帯に対する社会的援助は公的給付に限られているわけではなく、少なくともいくつかの国においては私的制度からの給付が多くなってきている。社会的な私的制度とみなされるには、それらが（対する公的制度と同じく）社会的な目的に奉仕し、かつ個人間の所得再分配要素を持っていなければならない。したがって、私的社會給付には、引退期あるいは遺族のため（前項参照のこと）に所得を支給

⁴ 社会支出データベース（SOCX）は、（元）公務員に対する給付を、公的債務から成るので、すべて含んでいる。しかしながら、年金制度によって支払われた給付のデータが、元公務員への支払いなのか、民間企業に元勤めていた被雇用者への支払いなのか区別していない場合もある。その場合には、それぞれの比率で按分しなければならない。ノルウェーでは元公務員に対する給付は元民間企業職員への給付よりも、付加的な職域年金部分が入っている分、額が大きいが、それも「公的」給付に分類され、社会支出に含まれる。このノルウェーの扱いとは対照的に、スウェーデンにおいては、「公的」給付が最も重要であると思われるが、「労使間の団体協約による年金」制度による支出は「私的」給付と分類されている。その他すべての国では元公務員に対する年金は分離計上されており、すべて「公的」給付と位置づけられる。

する企業年金が含まれる一方で、他の契約で保証された貯蓄－たとえば生命保険－などは「社会的」とはみなされない。私的社会給付の範疇は、公的社会給付にくらべて明確ではない。私的制度における個人間の再分配要素が見分けにくいからである。附録1に、私的社会給付の範囲と分類についての詳細な議論がある。

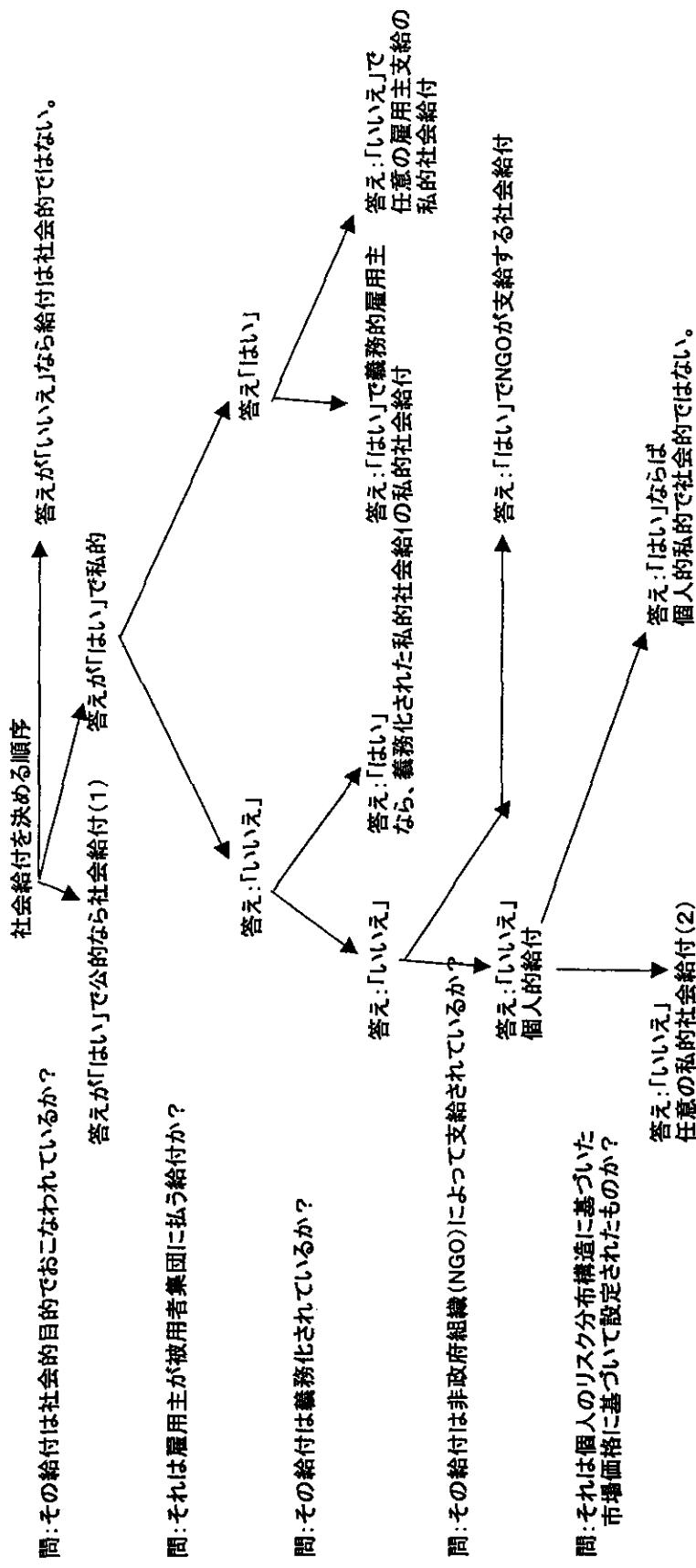
12. 私的制度における再分配は、多くの場合、政府による規制や財政的介入によって導入されている。義務化されている私的社会給付 (*mandatory private social benefits*) では、雇用主や個人は、個々人のリスク分布構造や市場価格とは関係なく、その制度を採用することが強制されている。協約あるいは個人ベースで私的なものとしてその制度を採用することを、公的な財政上の介入が奨励しているということは、その制度を採用するかどうかの意思決定が、個々人のリスク分布構造や市場価格に 100%基づいて行われているのではないということである（労使の団体協約により採用された社会給付あるいは協約ベースで雇用主によって契約された社会給付についても同じことが言える）。そう考えると、任意の私的社会給付 (*voluntary private social benefits*) と法的に奨励された私的制度との間にはかなり共通する部分がある。

13. 一般的に個人契約（保険）は、個々人のリスク分布構造に基づき、市場価格で取得されるので、社会的という範疇にはいれない（附録1）。しかしながら財政的手段や法規制などの公的介入もまた、近接した私的制度に個人間の再分配要素を導入する。それゆえ、アメリカの個人退職勘定や私的年金への強制的拠出から支給される年金（例えば、オーストラリア、スイス、イギリス）も社会的なものとみなされている。

14. 公的制度がどのように働くかによって、私的社会給付の重要性はきまつてくる。時には私的な制度は公的制度の代わりとなる。いくつかの国では効率性と財政的制約についての配慮が、被雇用者のリスクをカバーすることにおける雇用主の役割について強調し、政府に社会的制度に私的部門をかかわらせる可能性を考えさせることになった。同時に、給付レベルを低くして公的制度へのアクセスを制限することで、労働者団体は、雇用に基づく社会的保護を労使の団体協約において増大させることを交渉するようになり、また、あるリスク分布構造を所与とする個人にたいしては公的制度の枠組みの外で、より包括的な保護を探すよう強制することになる。私的社会給付は公的制度にたいして補完的にもなりうる。そして、私的年金給付の発達によって証明されているように、自分達の保護に対する選好を追求する中で、さらなる繁栄が個人に対してより多くの選択肢を与えるにつれて、そのような給付の重要性は公的制度における政策変更と無関係に増すのである。つまり、私的社会給付は、公的給付の上乗せをすることもあれば、公的給付に取って代わることもある。

図1 社会的給付の範囲

図1 社会給付の範囲



問に対する答えによって、給付の種類が決まる。

(1) 公的：一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を含む）によって財政的な流れが管理されていること。
 (2) 共済組合などによって運営される社会的リスクに対する個人的な契約（例えば、特定の職業や労働組合によって組織された集団は私的の援助の範疇。リスクをプールすることやこの種の集団保険は、個人のリスク分布構造や市場価格によってからならずしも決められない個人的提出による）。

2.1.2 課税前の公的および私的社会給付の規模

15. ほとんどの社会的援助は公的に提供されている。オランダとイギリスを除くほとんどの欧州諸国では総支出に占める公的社会給付の割合は90%を超えており、一方、アメリカでは、総社会給付のうち三分の一以上が私的社会給付から成り、韓国では総社会給付の約半分が私的社会給付から成る（表2）。公的な社会的援助は、多くの場合、年金、障害に関する現金給付、失業給付や医療への公的支出の形態をとる。社会サービス（医療を含む）への公的支出は、韓国を除いて、現金給付への支出規模より小さくなっている。GDP比で四分の一以上の粗社会支出を記録している、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデンなどが、最も総合的な「福祉国家」であることを示唆しているように見える。しかし、以下で明らかになるように、そのような結論を粗支出だけから出してしまるのは早急である。

16. 義務化されている私的社会給付は、障害に関する給付（すなわち、疾病や労働災害補償として支給される障害給付など）にしばしば関係がある。このような雇用主が給付する疾病給付はオーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、オランダ、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリスおよびアメリカにある。義務化された私的社会給付は、雇用主単位あるいは個人単位の義務化されている年金拠出からも生じる。こうした年金はオーストラリア、ベルギー、フィンランド、日本、イギリスにおいて重要であり、雇用に基づく退職手当制度はイタリアと韓国で重要である。⁵

17. 任意の私的社会的給付⁶は、公的な給付が相対的に小さい規模である国々（例えばカナダ、韓国、アメリカ）においてより重要になっている。年金給付がおもな任意の私的社会給付となっており、GDPの1から4%を占めている。規模の小さいところから順に挙げるとアイルランド、イタリア、スウェーデン（表2の脚注参照）、

⁵ 個々の私的社会給付制度内の、義務化されている部分と任意である部分を区別することはいつも可能ではない。たとえば、オーストラリアの「老齢年金（Superannuation）」給付は、義務的な拠出と任意の拠出の両方から成り立っているが、それらを区別することはできない（附録1）。現時点の老齢年金給付は過去の任意拠出からその大部分が成り立っているので、任意の私的社会給付として分類している。韓国における退職手当は法的な協定に基づいているが、労使の団体協約によって上乗せされる場合がしばしばある。任意の部分の重要性に関する情報がえられないでの、すべての給付を義務的なものと分類している。

⁶ その他の私的社会給付の例としては、補足的失業給付（アメリカ）、子育て給付、出産給付や育児休暇手当などが挙げられる。しかしながら、雇用主がどのくらい家族関連の給付を行っているかの包括的な各国の情報は得られない。

イギリス、オーストラリア、オランダ、アメリカ、カナダとなる（表2）⁷。これらの国はすべて職域の年金給付で知られているが、同時に税制優遇がある個人単位の私的年金がオーストラリア、ベルギー、カナダ⁸、イギリス、そしてアメリカ⁹にある。しかし、オーストラリア、アイルランド、イタリア、韓国、イギリスなどのいくつかの国では、多額の一時金も含まれている。とはいっても、現在の年金給付のデータは私的年金制度の重要な部分を十分に反映しているとはいえない。たいていの場合、現在の拠出（あるいは年金基金がもっている資産）は現在の給付規模に比べてはるかに大きくなっている。したがって、これらの私的年金給付の重要性は年金制度の成熟に応じて大きくなっていくものと期待されている。

18. OECD諸国の中で私的社会医療給付はアメリカで最も発達している（GDP比で4.2%）¹⁰。他の社会的給付と同じように、個人間の再分配要素をもつ私的医療制度からの私的医療給付が、私的な社会的医療給付である¹¹。アメリカの私的医療制度における再分配は、大部分、雇用主が提供する医療制度の枠組内で、健康な人から病人へ費用を移転することによって、事実上行われている。そのような医療保険に対する税制優遇規模は、GDPの1%にものぼる。この税制優遇が、雇用主がそのような医療給付を提供する重要なインセンティブとしてはたらいているのだが、結果として、そうした租税負担の軽減額は最も高い稼得者で最大になっている。

⁷ オーストリア、ベルギー、デンマーク、アイルランド、オランダ、イギリスの年金給付は労働協約や職域年金などの雇用主によって提供される年金である。日本においては、税制適格年金がここでは計上されている。デンマークにおける私的年金給付は補足的所得比例給付（ATP）として規模が限られていて、部分的には別個の公的年金として位置づけられる。

⁸ カナダの個人年金給付はおもに以下のような雇用主による制度である。登録年金制度（RPPs: Registered Pension Plans）、労使利潤分配継延制度（DPSPs: Deferred Profit Sharing Plans）、集団登録退職貯蓄制度（GRRSPs: Group-registered Retirement Saving Plans）などである。データは、税制優遇措置のある個人単位の登録退職貯蓄制度（RRSP: Registered Retirement Saving Plans）からの給付も含んでいる。登録年金制度（RPPs）と登録退職貯蓄制度（RRSP）は同じ税制上の扱いを受ける。

⁹ アメリカの私的年金給付は、雇用主が提供する確定給付型や確定拠出型（例えば401Kのような種類）と、税制優遇措置のある個人単位の制度である個人退職勘定（Individual Retirement Accounts）やキオ・プラン（Keogh-plan）を含んでいる。

¹⁰ これらの相対的に高い医療費は様々な要因によっている。アメリカにおいては、相対的に高い要素費用（高賃金と近代的で高価な技術をつかうこと）、相対的に広範な財とサービスのパッケージの提供、相対的に高い運営費用が要因として挙げられる（Schieberら 1994年、McKinsey 1996年）。

¹¹ 公的医療費のデータはOECD（2000b）のものである。私的な社会的医療費の指標は、再分配の要素をもつ私的医療制度からの給付から推計されている。医療費の自己負担についての入手可能なデータは、（病院窓口での）患者の自己負担とその他の医療費負担の区別がつかないという理由で、含まれていない。医療費の自己負担を入れないがゆえに、私的な医療費の真に社会的な部分について過少推計になっていることはいなめない。

表2 総社会支出総額がGDPに占める割合、1997年（対GDP比）¹

	オーストラリア	オーストリア	ベルギー	カナダ	チコ共和国	デンマーク	エジプト	トルコ	アイルランド	イタリア	日本	韓国	オランダ	スウェーデン	ノルウェー	ニュージーランド	パラグアイ	アルゼンチン
総公共的資金支出	17.4	25.4	27.2	17.4	19.4	30.7	28.7	26.4	17.6	26.4	14.2	4.3	24.2	20.7	26.1	31.3	21.2	14.7
年金（老齢・遺族）	4.4	13.0	10.0	5.6	7.3	7.0	8.5	10.9	3.8	15.8	6.4	1.3	7.3	5.9	8.4	7.0	6.0	
雇用者給付	2.1	1.6	1.8	0.9	1.6	2.0	3.4	1.4	0.8	1.4	3.4	1.8	3.4	2.6	2.6	0.9	0.9	
疾病給付	0.0	0.2	0.4	0.1	1.1	0.7	0.4	0.3	0.7	0.7	0.1	0.0	1.0	1.2	1.3	0.9	0.2	
失業	1.1	0.9	2.7	1.0	0.2	3.8	3.1	1.5	2.2	0.8	0.5	0.0	0.0	3.2	1.5	0.7	2.1	
公的医療支出	5.7	5.8	7.7	6.3	6.5	6.8	8.2	5.1	5.6	5.6	2.1	6.0	6.3	6.7	6.8	5.6	5.9	
子の他	2	4.1	3.9	4.6	4.0	2.8	10.4	13.3	4.1	5.0	2.0	1.0	0.5	3.3	4.3	8.9	11.0	
義務化されている組私的社会支出	3	1.1	0.8	1.5	0.0	0.0	0.4	0.1	1.2	0.0	1.3	0.5	2.4	0.7	0.0	1.1	0.4	
任意の組私的社会支出	3.2	0.8	0.9	4.2	0.0	0.9	1.1	1.0	1.6	0.1	0.4	1.8	4.2	0.5	0.0	2.6	3.4	
年金	3	2.4	0.2	0.3	3.1	0.0	0.8	0.9	0.9	1.1	0.0	0.4	0.0	3.2	0.0	0.0	3.1	
医療	4	0.8	0.6	0.5	1.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3	1.0	0.5	0.5	0.1	0.2	
その他	5	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
総社会支出総額に占める																		
公的部門の割合	80.2%	94.1%	21.7	27.0	29.5	22.1	19.4	32.0	30.0	28.6	19.2	21.8	14.9	28.1	21.3	27.2	34.8	22.9
私的部門の割合																		
現物と現金の割合																		
公的社會支出	6	70.4%	40.6%	51.3%	59.4%	60.1%	69.3%	48.6%	65.5%	55.0%	31.3%	79.5%	132.7%	40.6%	46.2%	66.7%	78.2%	
社会支出総額		58.1%	41.7%	49.8%	54.0%	60.1%	85.8%	47.0%	58.7%	55.8%	71.3%	100.4%	37.7%	49.8%	89.5%	71.2%	51.9%	77.3%

1 出所は、OECD(2000)社会支出データベース。算して、公的社會給付に比べ私的社會給付のデータの量は相対的に低い。これは私的給付についての記録が規定されていない時に該当する。例えば、被用者は病気の時に雇用者に對し維持する現金支払の実際の支出を報告する必要がない時にはこれらの給付総額は算入されない。高齢者に対する現物給付、整通に対する現物給付、職場給付、現金給付、現金支払はなく、時にはこれらに対する現物給付は算入されない。

2 高齢者と障害者に対する現物給付、整通に対する現物給付、職場給付、現金給付と現金支払、現金支払はMinistero del Tesoro(1989)による。アイルランドの私的年金のデータはHughes and Whelan(1996)に基づくSecretariatの推計、イタリアの退職金支払はMinistero del Tesoro(1989)による。アメリカの年金のデータはKerme(1987と1989)と所得申告書情報に基づいて推定。

3 在宅の私的医療給付は主として雇用者提供的のプラン(被用者は労使)に基づく医療給付である。一般に被用者は私的医療支出の情報と、雇用者による医療保険アンドへの提出の情報(OECD, 医療情報2000)に基づいて推計。チエコ共和国、日本、ノルウェーのデータは入手できていない。ドイツの推計は、労働・総務省による情報に基づいて推計。スウェーデンのデータでは現物と現金による補足的家族給付、アリカでは私的失業保険を含む。どちらもGDPの0.05%をえていない。

4 在宅の私的医療給付は主として雇用者提供的のプラン(被用者は労使)に基づく医療給付である。一般に被用者は私的医療支出の情報と、雇用者による医療保険アンドへの提出の情報(OECD, 医療情報2000)に基づいて推計。チエコ共和国、日本、ノルウェーのデータは入手できていない。ドイツの推計は、労働・総務省による情報に基づいて推計。スウェーデンのデータでは現物と現金による補足的家族給付、アリカでは私的失業保険を含む。

5 ドイツでは現金に開通する補足的家族給付、アリカでは私的失業保険を含む。どちらもGDPの0.05%をえていない。

6 現物と現金の割合は、租税制度の影響を考慮せずに計算されている。

19. これらの給付のほかに、私的社会援助は非営利の非政府組織（NGO）によってもたらされている。これらのNGOはたいていの場合、多くの政府の補助金や税金の優遇措置と同じく、家計や雇用主からの寄付金によって支えられている。NGOからの給付についての総合的データで、OECDの社会支出データと比較可能な詳細な情報をもっているものはほとんどないが、少数の国（ベルギー、韓国とスウェーデン）については入手可能である。議論の余地はあるが、1997-98年の経済危機の韓国にあって、NGOによる低所得世帯への給付は最も重要であり、1995年にGDP比0.3%だったものが1998年には1.6%まで増加した（OECD, 2000c）。

20. データの入手可能な18カ国の比較では、サービスへの粗公的社会支出は粗公的移転全体の65%ほどになっているが、私的給付を考慮するとこの割合は60%になる。どの社会支出が経済的資源をどれほど消費しているかは租税制度を考慮した場合、大きく変化する（次を参照）。

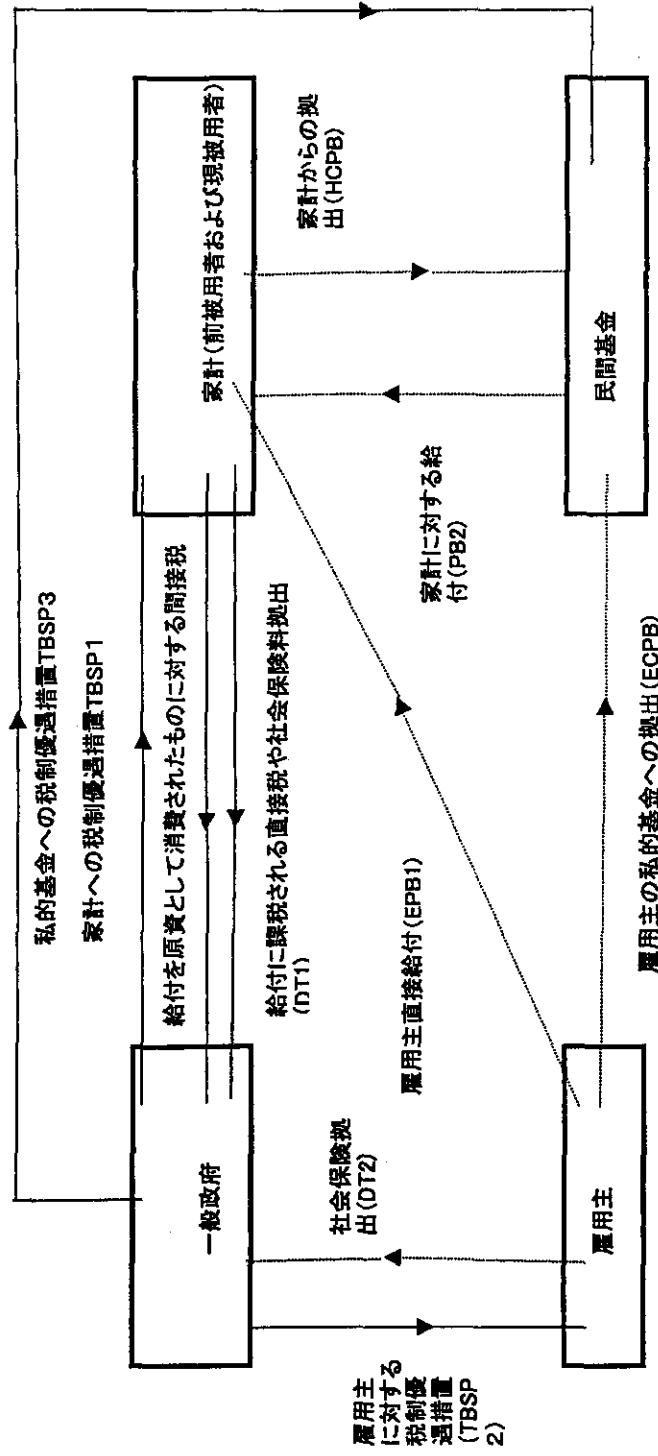
表2 粗社会支出総額がGDPに占める割合、1997年（対GDP比）

3. 租税制度と社会給付

21. 租税制度の影響を考慮していないので、現金の移転や社会サービスの既存情報は、眞の「社会的努力（Social effort）」を大きく示し損ねている。そこで、次の項目を考慮する必要がある（括弧で囲んだアルファベットは図2において利用されている）。

- 納付にかかる直接税：政府は現金給付を受給した人の収入から、所得税や社会保障拠出を徴収する（DT1）。それゆえに、社会的再分配は、グロスでみた支出指標で示されるものより小さくなる。各国間における課税水準の違いは、グロスでみた給付水準、したがって支出の合計額に反映されてくる。
- 納付の受給者による消費にかかる間接税：給付の受け取り手は、たいてい財やサービスを、給付された収入で購入する。それゆえ、こうした消費にかかる間接税は、国庫に戻っていく（IT）。直接税と同様に、各国間における間接税の多様性は、家計が受けとる社会援助に影響を与える。
- 社会目的のための税制優遇措置：政府は租税制度をつうじても社会政策の目的を、直接実行する。社会的影響力をもつ財政政策で、ときに現金給付の代替となる（例えば扶養児童所得控除）ものや、私的給付を奨励するようにはたらく制度（例えば民間の育児施設にたいする税制優遇措置）などがある。家計に税制優遇措置が与えられる場合（TBSP1）、雇用主に与えられる場合（TBSP2）、そして私的基金にたいしてあたえられる場合（TBSP3）がある。

図2 税制制度と社会給付(1)



(1)この図は非営利、非政府組織から描かれている。家計や雇用主からの寄付や非政府組織からの給付は課税優遇措置がある。しばしば政府はこの種の組織に対して補助金を与えたる、税控除を行つ。税控除を行つる(直線)：公的私的給付所得にたいする課税や拠出金を(DT1)；給付で購入したサービスや財に対する間接税(TT)；家計から雇用主による制度への拠出または税制優遇措置のある個人制度への拠出(DP1)；社会目的の税制優遇措置、家計(TBSP)；税制優遇措置で個人保険を受助するためには現金給付と同様の働きをしたもの、雇用主(TBSP2)；特殊な集団を雇うことを獎励する財政措置、雇用主提供の社会保険施設や雇用主による医療および年金保険)を獎励するような制度、私的基金(TBSP3)；たゞえは年金基金の資産取扱いによる税控除。

その他の租税項目で分離されて含まれていない分(点線)：雇用主負担の社会保険料拠出(DT2)直接的に雇用主から被用者に支給された給付にたいする所得控除(EPB1)；雇用主社会給付制度への雇用主による拠出(ECPB)や税制優遇措置のある個人制度に対しては、原資に課税しなかつたり低い率で課税する。私的基金から家計への給付(ECPBやHCPBから給付された)は原資に課税されなかつたり、低い税率で課税される。(PB2)

22. このように、租税制度はかなりの規模で真の公的・社会努力を反映している支出予算に影響をあたえる。ほとんどの場合、直接税と間接税による政府への還流金の方が社会目的のための税優遇措置によって出て行く分より大きい。それゆえ、純公的・社会支出はグロスでみた値が示すより小さくなる。そのうえ、直接税やサービスや財に対する間接税によって、家計の可処分給付は、グロスでみた値よりもかなり小さくなる（表2）。公的および私的社会給付にかかる課税を考慮にいれると、これらの給付を受ける権利がある受給者にたいする国内の経済生産に占める割合の識別、すなわち純総社会支出の識別は容易になる。

23. 租税制度に関する補正は、給付のネットでみた価値にかかわる「第一段階の影響」を示す。それゆえ、サービスを提供する人々（例えば病院や育児センターの従業員）の所得にたいする直接税はふくまない。最後に、給付に対する直接税や間接税のための補正は、サービスの消費（医療サービスを含む）を考慮しない。社会サービスの価値は計算において不変とした¹²。

3.1 移転に対する直接税および社会保障拠出

24. OECDのいくつかの国では、ほぼ全ての給付が課税された後に支払われている。また、いくつかの他の国では、稼動所得とおなじように税制上取り扱われている（OECD, 2000c）。政府が現金移転に対して直接税や社会保障拠出を課している国では、グロスでみた支出指標で示されるよりも、公的な社会努力や資源の再分配の程度は低いことになる。（もっともこの度合いは国によって多様である）。例えば、オーストリアで、標準4人世帯（片働き、こども二人）で、失業前に製造業の平均所得があった家族に対する失業給付は、1997年において15991ドルであった。この世帯は、非課税である。対照的に、オランダにおいて、同じ状況にある人への失業給付は24717ドルであったが、所得税と社会保障拠出として6295ドルを負担しなければならないので、ネットでみた給付では18423ドルとなる（OECD, 1999）。このようにみると、オランダの失業給付はオーストリアの失業給付より大きいが、グロスでみた場合と比較すると、ネットでみた場合の相違は小さくなる。社会支出総額を考えると、重い税で所得移転を行っている国では、財務省の財源として、いったん移転された所得のきわめて大きな部分が還流するようになっていることを意味している。つまり、オランダにおける失業給付は、グロスでみた指標より四分の1ほど小さい。おなじく、義務

¹² いくつかのサービス、例えば薬剤は間接税の対象となりうる。しかし、社会的サービスのどの部分が間接税の対象となっているか、またその税率に関する総合的なデータは存在しない。

化されている私的社会（現金）給付や任意の私的社会（現金）給付（多くの場合、疾病給付や私的年金給付）は、直接税と社会保障拠出負担の対象となる。このように、純支出は粗支出が示すよりも小さくなる。

25. 現金給付に対する直接税のための補正は、各国から提供された「項目別平均税率（AITR: average itemised tax rates）」の推計をもとに計算されされた。つまり、平均税（社会保障拠出を含む）とは、特定の支出項目に対する課税（例えば公的年金給付に対する平均的な税）をあらわす。項目別平均税率は様々な各国の資料をもとに推計された。例えば、徴税記録にもとづく行政データ、個票データや「マイクロシミュレーションモデル¹³」によるデータなどである。徴税記録はいくつかの国（オーストリア、ベルギー、ドイツ、アイルランド、イギリス、アメリカ）においていくつかの項目に該当する情報を提供してくれた。ほかに、それぞれの世帯収入とその収入に対する課税情報がはいっている個票データやマイクロシミュレーションモデルを、項目別税率を計算するのに利用した（オーストラリア、カナダ、チェコ共和国、デンマーク、イタリア、日本、フィンランド、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン）。次に、項目別平均税率（AITR）は OECD 社会支出データベースの粗支出項目に適用された。

26. 社会給付の受給者が負担する直接税と社会保障拠出のレベルは各国間で大きな違いがある。表3が示すように、デンマークとオランダでは、給付への課税により粗公的社会（現金）給付のほぼ 25%が国庫に還流する。この国庫に還流する比率は、スウェーデン（22.1%）フィンランド（19.5%）ノルウェー（17%）においても大きい。粗公的現金支出に対する国庫還流率は、10%から 15%がオーストリア、カナダ、イタリア、ニュージーランド、5%未満がオーストラリア、アイルランド、日本、イギリス、アメリカ、無視できるほど小さいのがチェコや韓国である。

27. さらに、それぞれの給付への課税方法はひじょうに多様である。資力調査付給付は、たいてい非課税である一方、公的社会給付のなかで、元公務員に対する年金給

¹³ マイクロシミュレーションモデルに使われるデータには世帯の収入と課税に関する詳しい情報を含んでいる。租税制度は年間収入に基づくので、年間所得がまず必要である。時に収入のすべてが移転所得の場合があるが、その場合にはこの収入に対する平均税率をもって、純移転所得の計算ができる。給付所得に対する直接税の計算は、さまざまな種類の所得がかかわっている場合、例えば失業給付が就労所得と混在していた場合には複雑になる。このような場合、さまざまな所得別に負担した税金を関連づけなければならない。ここで暗黙の前提となっているのは、各所得の割合で、徴収額が分割されるということである。つまり、年間収入の 80%が給付収入によるもの、そしてのこり 20%が稼動所得によるものとすると、徴税総額の 8 割はその給付収入のために支払われたものと仮定される。いくつかの課税では、所得要素と徴税が直接関係している（例えば所得控除可能な就労にかかる消費）。この場合、その控除額を直接関わる所得にのみ配分することが望ましい。

付にはすべての国で最も重い課税がされていた。(元)公務員に対する支出を除けば、公的年金や障害(現金)給付に課せられた税や社会保障拠出負担の規模は、関連する支出総額のわずか3%未満という国が、オーストラリア、チェコ、ドイツ¹⁴、アイルランド、日本、韓国、イギリス、そしてアメリカである。これらの国では失業給付に対する課税も同じように小さい。

28. 家族手当や家族支援給付は一般的に課税対象にも社会保障拠出の対象にもなっていない。オーストラリア、ドイツ、ノルウェーの三カ国だけ、家族(現金)給付になんらかの税金をかけている。オーストラリアとノルウェーでは、別建てになっている、ひとり親給付にわずかだが課税している。一方で、ドイツにおいては、家族(現金)給付への課税は公務員への家族関連補足賃金を対象としている。

29. 一般的に、疾病給付(病気で仕事を休業したばあいの現金移転)は稼動所得として課税される(OECD, 2000d)¹⁵。それゆえ、粗支出にたいする徴税割合は、オーストラリア、アイルランド、イタリア、韓国、ニュージーランド、イギリスにおいては、その他の国における疾病給付への課税と比較して小さい¹⁶。

30. 全ての国において、私的年金への課税が他の粗給付への税率より高くなっているが、とくにカナダとノルウェーでは私的年金への課税が最も重くなっている(年金拠出にたいする租税優遇措置や年金基金の資産収入にたいする税制優遇措置の部分については表3.3を参照のこと)。ほとんどの国において、年金収入は、就労世代に適用されるものと比較して有利な税制(たとえば老齢控除)の対象となっている。私的年金への粗給付支出に対する徴税割合は、カナダ、デンマーク、フィンランド、オランダ、スウェーデンでは20%から37%の間、オーストリア、ドイツ、イタリアでは12%から20%の間、アイルランド、イギリス、アメリカでは7%から12%の間、そしてオーストラリア、日本、韓国では5%未満である。

¹⁴表3のドイツの公的給付に対する直接税の額は、その多くを公的給付のための社会保障拠出や公務員への年金にたいする課税でしめられている。ドイツにおける給付所得にたいする直接税のデータは、その規模についての信頼できる推計が無かつたため、含まれていない。

¹⁵稼得収入にたいする税のくさび(tax wedge)の計算は、私的基金にたいする、労使の団体協約に基づく拠出や義務化されている拠出を考慮していない(OECD, 2000d)。例えば、2000年オーストラリアにおける老齢年金に対する義務化されている拠出は、支払給与総額の9%に相当する(ISSA, 2000)。

¹⁶社会保険基金が支払う障害関連給付の課税がほとんどゼロであるアイルランドとイギリスでは、疾病給付への総支出にたいする課税割合は高い。これは、公務員や民間部門の被雇用者への、相対的に重く課税された疾病給付は、疾病給付への支出の全体を占めているからである。

表3 1997年の直接税と租給付支出の割合1,2

直接税／租給付支出	オーストラリア	オーストリア	ベルギー	カナダ	チコ	デンマーク	フィンランド	ドイツ	アイルランド	イタリア	日本	韓国	オランダ	ユーライーント	スウェーデン	イギリス	アメリカ
租給付支給	1.7	8.0	6.0	8.1	0.0	14.1	13.1	4.6	1.6	9.7	1.4	0.0	16.3	9.0	8.7	12.4	1.9
租給付支給	2.9	12.4	9.0	12.9	0.0	23.9	19.5	7.6	2.5	12.8	2.4	0.0	23.0	13.1	17.0	22.1	2.8
公的年金	10.7	29.8	..	36.8	..	15.4	10.1	0.0	26.9	14.7	4.0
失業	3.1	1.8	15.4	..	15.4	0.0	25.8	22.3	..	0.9	13.3	..	0.0	22.6	16.5	..	8.0
家族給付(現金)	3.9	0.0	..	27.1	0.0	26.2	20.8	0.0	..	1.6	14.2	0.0	0.0	29.1	16.3	21.9	2.3
疾病給付	4.0	0.4	0.0	..	0.0	0.0	9.4	0.0	..	0.0	0.0	0.0	0.0	9.9	0.6	32.5	6.6
私的年金給付	5.0	15.0	24.1	..	27.1	0.0	30.8	29.8	28.2	..	0.0	0.0	0.0	10.4	26.3	33.2	0.0
	4.3	15.4	..	29.8	..	36.8	22.3	17.1	10.1	16.0	2.9	1.8	25.4	17.7	22.2
																11.4	9.2

1 割合は、直接税と特定の支出カテゴリに分類された現金給付として支給される社会保険拠出を反映している。これらの租税／支出割合は、それぞれの給付に課する項目別平均税率とは等しくない。例えば、オーストリアでは家族手当は非課税であるが、租税の一部は「単身親給付」(現金での家族給付に含まれる)に配分される。

2 「..」は、推計結果が得られなかつたものである。関連する項目の租支出の情報が得られなかつたり、租税と社会保険拠出では現在の関連する推計に十分なほど詳細ではないためである。

3 この中の公的年金は、老齢年金、障害年金、労働災害、疾病を含んでいる。

4 ドイツでは、公的に提供される児童給付は、公務員の賃金への相当額の家族給付を除いては、一緒に課税されない。

5 公的疾病給付と民間疾病給付の双方を含む。

出所 データは、ISTATのミクロシミュレーションモデルMASTRUCTに基づいて計算。アメリカは国税庁のホームページhttp://www.irs.ustreas.gov/prod/tax_stats/index.html。

表3 1997年の直接税と粗給付支出の割合

3.2 間接税

31. 社会給付の受給者は、たいていの場合、それを財やサービスの購入、すなわち住居費、食費や被服費などを賄うためにつかう。例えばドイツでは1997年にコーヒーにかかった税額は130億ドルにのぼった(OECD, 2000a)が、その一部は社会的給付の受給者によって支払われている。このように、消費税は、所与の給付水準によって賄うことが可能な消費の実質価値を削減し、また、国庫に還流する、もうひとつの資金の流れを形成している。たとえばネットで100単位の所得を受給者に給付するためには、10%のVAT(付加価値税)を取っているA国ではグロスで110単位の給付をしなければならないことになる。また、付加価値税率が20%のB国ではグロスで120単位必要となるのである。あきらかに、2国間の比較では間接税によって国庫への還流金はB国のほうがA国よりはるかに大きくなる。

32. 家計支出パターンについてのデータを用いて、所得階層毎に異なる支出パターンがあることを考慮したほうが望ましかったかもしれない。家計支出調査の詳細な情報は、理論的には受給者集団ごとの陰伏的(インプリシットな)間接税率(implicit indirect tax rates)の算出を容易にする。しかし、この種の家計支出データはすべての国において現在利用可能というわけではない。そのうえ、家計支出調査から示される税収は、実際の税収よりもかなり低い(Adema他, 1996)。

33. したがって、ここでは、すべての国について入手可能な、合計値にかかる陰伏的(インプリシットな)な平均間接税率をつかう(OECD, 2000a, 2000e)。近似ではあるが、この単純な方法は、明快で分かりやすい¹⁷。表4には、間接税について適当な3種類の尺度を示している。まず、3行目が、一般消費税と特定の財に対する物品税による間接税の額を表している。このように限定された尺度でも、家計部門が負担しないいくつかの間接税、たとえば商業車のガソリン税のようなものがはいってしまう。4行目は、これらの税金以外に、政府専売からの利益、関税、サービスに対する課税、その他の重要でない税を含んでいる。5行目は、財の使用への付加的な課税、たとえば自動車免許や酒類販売免許を、加えている。これらの間接税課税にかんする尺度のどれを使用するかについてそれぞれ論拠がありうるが、表4の4行目と5行目に示されている間接税の概念は、3行目に示されているものと比較して、家計部門によって支

¹⁷ 選択されたこの方法は、受給者が給付をすべて貯蓄することなく消費にまわすという暗黙の前提をおいているということでも、批判されるかもしれない。しかしながら、給付所得についての限界消費性向は、十中八九、1に近い。ゆえに、もたらされる誤差は、それほど大きいものと予想するべきではない。

表4 平均間接税率（1997年）

項目 ^{1,2}	オーストリア	オーストリア	ベルギー	カナダ	チコ	デンマーク	エジンバラ	ドイツ	イタリア	日本	韓国	オランダ	ユーラシア	スウェーデン	イギリス	アラブ	
1 私的最終消費支出	338	1437	4484	489	771	551	312	202	26	1181	299	355	62	516	893	497	5309
2 私的消費・政府消費-政府の入件費	380	1620	5313	556	1000	682	362	2401	30	1325	316	266	68	588	1074	587	5724
3 一般消費税・關稅(5110+5121)	29	276	823	62	182	169	84	338	6	165	20	30	73	11	148	192	295
一般消費税・關稅(5110) 關稅(5121)	14	207	609	45	118	109	54	241	4	111	10	19	49	9	96	128	56
4 生産や販売に対する稅(5100)	14	69	214	17	64	59	30	97	2	54	10	11	24	2	32	65	32
5 財・サービスに対する稅(5000)	37	289	1	75	197	174	88	364	6	196	21	42	79	12	167	203	95
6 税付が原資の消費に対する既決的間接税率 (3/2)	46	314	1045	80	211	182	91	378	7	227	24	44	87	12	172	209	99
7 広義の間接税課税標準を用いた既決的税率 (5/2)	7.5%	17.9%	15.5%	11.2%	18.2%	25.5%	23.1%	14.1%	20.7%	12.4%	6.2%	11.4%	16.3%	15.6%	25.1%	17.5%	14.9%
	12.2%	19.4%	19.7%	14.4%	21.1%	27.5%	25.0%	15.8%	22.7%	17.2%	7.6%	16.5%	19.3%	18.2%	29.2%	19.5%	6.7%
	(5/2)																

1.1行目から5行目まではベルギーとイタリア、および日本をのぞいてすべて10億各國通貨単位。

2.第2列目ににある4行のコードはOECDの輸入統計のコードである。

3.ノルウェーの關稅(5121)は石油製品課税を含まない、韓国の關稅は宝石にたいする特別關稅を含まない。

資料：OECD 2000年版 國民經濟計算 1988-1998(第1&2行目) 輸入統計(第3&4行目)

払われていない、より多くの間接税の費目を含んでいる。それゆえ、表4の3行目における間接税の尺度は、誤差の幅が最も小さそうである。そこで、この尺度が、給付所得からの消費支出にかかる間接税の推計に用いるのが最適と考えられる。

34. 表4の1行目に国民経済計算における民間消費をあげた。しかしながら『OECD歳入統計』は政府自身が政府から徴収した税収を含んでいる。例えば政府の一部門がなんらかの財やサービスを購入したとすると、そこには間接税が掛かってくる可能性がある（その間接税は、政府部門内における税フローを形成する）。これを表すために、政府消費は民間消費に加え、そこから公務員への給与部分に相当する政府消費を差し引く（表4の2行目）。このような方法で、整合性のとれた間接税の課税標準の近似が得られる。

表4 平均間接税率、1997年

35. そこで、陰伏的（インプリシットな）な平均間接税率は、一般消費税と広義の課税標準に対する（すなわち民間消費と政府消費から公務員への給与を差し引いたもの）物品税からの歳入の率—表4の6行目—となる。1997年において、陰伏的（インプリシットな）平均間接税率が最も低い国は、オーストラリア（7.5%）、日本（6.2%）そしてアメリカ（5.3%）となっている。欧州諸国で間接税率は最も高く、なかでもデンマークとノルウェーは25%を超えており、このことは、政府から家計への純移転は粗支出の値が示すよりも小さいことを示唆している。

36. 政策立案者は、間接税の課税と低所得者や給付所得の受給者の置かれている状況との間にある関係についてすでに認識している¹⁸。1993年にイギリスで行われた付加価値税の課税標準の国内産ガソリンへの拡張は、実際の給付の価値が減らないよう補償するための（とくに高齢者を対象とした）給付改訂と同時に行われたことが例としてあげられよう。同様の例として、オーストラリアでは、最近の税制改革で2000

¹⁸ 直接税と間接税をおなじような使い方をすることの反論として、直接税と違って、間接税は課税を避けることができる。すなわち、間接税が低い財や間接税が非課税である財を購入したり、何も購入しないことで、間接税の課税を回避できるのである。しかしながら、何も購入しないという選択は非現実的であるし、間接税の課税額の大きさによって消費構成を変えるという論拠にも欠陥がある。多くのOECD諸国が高率の間接税をかけているタバコや酒類に対する消費は避けられないものではない。しかし、給付所得からそれらの財を継続的に購入しているということは、そのような消費を価値あるものとして受給者が判断していることを示している。給付を受給している人々は、自らの選好にしたがって、給付所得の消費により効用を最大化するために、間接税を支払わなければならない。給付の受給者がもし他の財の組合せを選択すれば、間接税はより少ない負担ですむかもしれないが、こうした財の組合せはより低い効用水準しかもたらさないので、こうした低い間接税を支払うことのできる可能性は問題とはなりえない。

年7月に「財とサービスに対する税」が10%の税率で導入されたが、食料品には課税されなかった（食料品以外の基本的な財には課税された）。社会保障給付の受給者のための（間接税や社会保障制度を通じた）保障パッケージは、改革の不可欠な部分であった（DfaCs, 2000）。

3.3 社会目的のための税制優遇措置

37. OECD諸国の多くの政府は、租税制度を通じて社会政策の目標を達成している。そのような政策は、大きく二つの種類に分けられる。一つ目は、特定の所得源や特定の世帯類型にたいして課税を軽減することである。たとえば、老齢年金は、課税率ゼロあるいは軽減税率で課税されうるが、それらは「税にかんする歳入取り逃がし」になり、「租税支出」を構成することになる。この種の租税負担の軽減は給付所得にたいする直接税の課税の変化分に等しく、直接税についての節において既に計算されている。そこで、二重計上を避けるために、特定の税制優遇措置による推計値はここでは考慮されない。たとえば、イギリスにおける「長期障害給付（Long-term incapacity benefit）」の受給者にたいする所得税の免税額は、給付所得にかかる直接税の額を算定する際に考慮されているので、この節では再度扱わない。

38. 社会的な影響をもつ二つの租税政策は、現金給付を代替する、あるいは私的支出による給付を奨励するような効果をもつと考えられる（例えば民間育児施設の供給にたいする税制上の優遇措置）ものである。これらは、社会目的のための税制優遇措置と呼ばれるもので、次のように定義される：

「税の減免、控除、猶予などの中で、a) 移転給付と同じ政策機能を果たしていて（かつ）社会支出として分類されるもの。あるいは、b) 給付の私的供給を奨励することを目的にしているもの」

39. 現金給付の効果とよく似た税制優遇措置は、かなり大きいものでありうる。たとえば、ドイツでは1997年に児童のいる世帯にたいする税の減免は、およそ3250億ドルになっている。扶養児童がいるということで社会的保護制度のなかでは受給権が付与されるが、婚姻契約に対しては付与されない。すなわち、現金給付とよく似た社会目的のための税制優遇措置（TBSPs）は、扶養児童の存在に対する税制優遇の価値を含むが、婚姻カップルのための税制優遇措置は、ベルギー、フランス、ドイツ、日

本などにあるが、それらは「社会目的」に貢献しているとはみなさない。それゆえ、（それらが基礎的な税体系の一部であるどうかに関係なく）推計には含まない¹⁹。

40. 社会目的のための税制優遇措置 (TBSPs) のデータは中央や連邦政府による税制優遇を扱っている。しかし、例えばカナダ、日本、アメリカでは、地方政府レベルでも税制優遇をおこなっている。各国についての網羅的な情報は（未だ）入手不可能でない。しかし、カナダの地方政府レベルでの TBSPs の価値は GDP のおよそ 0.5% 近くになるものと考えられる²⁰。

41. アメリカにおける「稼動所得税額控除 (EITC: Earned Income Tax Credit)」は直接的な現金給付と社会目的のための税制優遇措置との連携を重視している。1997 年時点で、この制度による支出は 305 億ドルにのぼったが、そのうち 61 億ドルが税額控除の形態で、現金給付に類似した財政政策として給付されている (OECD, 2000a)。一方で、残りの 244 億ドルは、受給者の納税義務を上回る部分の税額控除に関係している。後者が、政府からの直接移転であり、それ自体は（非課税の）直接社会支出とみなされる (OECD, 2000)。

42. 表 5 は、ドイツが現金給付と類似した税制優遇措置のために、相対的に幅広く租税制度を用いている（1997 年で GDP の 1.7%）ことを明らかにしている。このような社会目的のための税制優遇措置 (TBSPs) は、オーストリア、ベルギー、カナダ、韓国、そして日本で GDP の 0.5% 近くにのぼる。

43. 私的制度の採用を奨励することを目的とした、社会目的のための税制優遇措置 (TBSPs) は、大きく 2 グループに分類できる。

¹⁹ 婚姻者に対する税制優遇措置は相当な額になりうる。例えば、1997 年のドイツでは GDP の 1.2% にのぼる。フランスの「家族控除 (quotient familiale)」（児童にたいする給付も含む）は 1994 年には GDP の 1% にのぼる (OECD1996)。アメリカの婚姻者にたいする税制措置は、賞与的になつたり罰則的になつたり、個別ケースごとに相違している。1999 年の夫婦合算申告への変更の影響は 48% のカップルには不利にはたらき、41% のカップルに有利にはたらき、まったく影響をうけなかつた（納税義務が生じるには所得額が低すぎたことが主な理由である）のが 11% といわれている。平均すると低所得者カップルが合算申告によって、より大きな恩恵に浴している。すなわち、年間所得が 3 万ドル以下のカップルについては 42% の人々が合算申告からの恩恵をうけ、27% が不利になり、31% には影響が無かつた (Bull 他 1999)。

²⁰ カナダでは地方税は連邦税の約 50% であり、給付所得にかかる直接税および間接税の推計値は、連邦税と地方税双方の影響を考慮している。地方税と連邦税の比率を用いた大ざっぱなやり方で、表 5 では連邦政府のみを計上しているので 0.9% としているが、1997 年時点では社会目的のための税制優遇措置 (TBSPs) の実際の価値は対 GDP 比で 1.4% 近くなると考えられる。